

【国外証券移管等調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
- 2 この調書の記載事項は、次による。
 - (1) 「国外証券移管者又は受入者の住所（居所）又は所在地」の欄には、国内において有価証券（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第8号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者の住所（居所）又は所在地を記載すること。
 - (2) 「国外証券移管者又は受入者の氏名又は名称」の欄には、国内において国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者の氏名又は名称を記載すること。
 - (3) 「国外証券移管者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (4) 「国外証券移管等区分」の欄は、「国外証券移管」に該当する場合は「1」を、「国外証券受入れ」に該当する場合は「2」を記載すること。
 - (5) 「国外証券移管等年月日」の欄には、国外証券移管等を行った年月日を和暦で記載すること。
 - (6) 「国外証券移管等の相手方の氏名又は名称」の欄には、国外証券移管を行った場合の国外における受入者又は国外証券受入れを行った場合の国外における移管者の氏名又は名称を記載すること。
 - (7) 「国外の金融商品取引業者等の営業所等の名称」の欄には、その国外証券移管等に係る国外証券口座を開設された国外における金融商品取引業者等の営業所等の名称を記載すること。
 - (8) 「国外証券移管等に係る相手国名」の欄には、国外証券移管等を行った相手国名（上記(7)の営業所等がある国名）を記載すること。
 - (9) 「国外移管等をした有価証券」の「種類」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の種類について、「国債」、「地方債」、「普通社債」、「外国公債」、「外国社債」、「株式」、「株式等証券投資信託の受益権」のように記載すること。
 - (10) 「国外移管等をした有価証券」の「銘柄」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の銘柄を記載すること。
 - (11) 「国外移管等をした有価証券」の「株数又は口数」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の株数又は口数を記載すること。
 - (12) 「国外移管等をした有価証券」の「額面金額」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券について、その額面金額に係る外貨額・外貨名・円換算額をそれぞれ記載すること。
 - (13) 「移管等の原因となる取引又は行為の内容」の欄には、国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容を記載すること。
 - (14) 「備考」の欄には、国外証券移管等の依頼をする者が、納税管理人の届出をしている場合にはその納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）を、法人課税信託の受託者である場合（当該国外証券移管等が当該法人課税信託に係るものである場合に限り。）には当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地を記載すること。
また、その他参考となる事項を記載すること。